

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧 (平成 25 年度 7 ・ 8 月分)

番号	質 問	回 答
1	監査人の報酬を源泉徴収し、納付書にて給与と併せて所得税を納税するよう指導するも、義務者という仕組みに理解が得られないが、どうすべきか。	政治資金監査報酬は、所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされております。 なお、当該取扱いについては、政治資金監査マニュアルや政治資金監査に関する Q & A においても記載されています。 (政治資金監査マニュアル IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針 5. 政治資金監査契約に係る留意事項 26. 及び政治資金監査に関する Q & A IV－18 と同旨)
2	エクセルでの報告書作成の総務省ソフトの使い勝手が悪いため改善をしてはどうか。	「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のホームページにおいて、ご意見・ご要望を常時受け付けておりますので、そちらに具体的な改善点をご記入ください。今後のご参考とさせていただきます。 なお、会計帳簿・収支報告書作成ソフトについては、平成 27 年 1 月のシステム更新に向けてより使い勝手のよいものとなるよう、現在、新システムの仕様について検討を行っているところです。
3	解散政治団体の監査報酬の支出計上について、家事費（個人的な支出）として計上せざるをえないか。	解散した国会議員関係政治団体が政治資金監査報酬を解散前に前払いした場合は、当該報酬が収支報告書に記載されますが、報酬を政治団体の解散後に支払う場合は、解散した日現在の収支が記載される収支報告書には記載されません。 (政治資金監査に関する Q & A V－37 と同旨)

4	収支ゼロ報告の団体について、監査報酬の取り扱いは。	収支報告書に計上する支出が、政治資金監査報酬のみであっても、収支報告書にその旨を記載する必要があります。 政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありません。
5	振込、インターネットバンキング明細を領収書のかわりとして利用する場合、支出の計上時期は。(特に24年衆院選挙が12月で支払いが年末に多く発生し、支出計上時期が年内・年明け分(24年 or 25年)かを迷ったり、使途報告書の関係で年内計上したい場合など)	会計帳簿や収支報告書に記載する支出の年月日は、振込の手続きを行った年月日ではなく、実際に金銭を支出した年月日となります。
6	平成24年度のフォローアップ説明会の研修資料には、政治資金監査報告書のケース別の記載例がありますが、「振込明細書に係る支出目的書」がない場合で、「徴難明細書」+「支出の目的の記載のある振込明細書」のケースも例示していただきたい。	平成24年に政治資金規正法施行規則が改正され、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要となりました。 今回、これを受けた政治資金監査マニュアルの改定により、政治資金監査報告書記載例の文言の明確化を行うとともに、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の資料においても、「徴難明細書」+「支出の目的の記載のある振込明細書」の場合の政治資金監査報告書のパターンを追加しております。
7	政治資金監査報酬を現金で受領した場合、領収証の金額の記載方法について。 また、源泉所得税(10.21%)を納付した時の記載方法について。 例) 報酬額 10,000 円 消費税 500 円	政治資金監査報酬については、登録政治資金監査人と政治団体の間で「報酬の額」をどのようにとらえているかによって、その領収書等の金額の記載方法は異なるものとなると思われます。 なお、政治資金監査報酬及び源泉徴

	源泉所得税 1,021 円 の場合、請求額は 10,500 円ですが、受領額は 9,479 円となります。請求額どおりの領収書を発行すると源泉所得税の領収書の分だけ差異がでます。	収の会計帳簿への記載方法は、報酬の額のとらえ方により、次の 2 つのケースによることとなります。 ・ 政治資金監査報酬の支払日に所得税等を控除した実支給額を政治資金監査人に支出した旨記載し、国等への納付日に所得税等を支出した旨を記載。 ・ 政治資金監査報酬の支払日に、所得税等を含めた総支給額を登録政治資金監査人に支出した旨を記載。
8	政治資金監査の対象を拡大する動きはあるか。 例えば首長や地方議会議員の政治資金団体に監査を義務づける条例が成立しているかどうかお教え願いたい。	政治資金監査の対象政治団体について制度創設時には、様々な議論があったものの、まずは国会議員及びその候補者にかかる政治団体を対象とすることで、各政党間で合意がなされました。 今後のあり方については、各党各会派その他の関係者において、改めて議論いただくべきものと考えているところです。 なお、当委員会としてご指摘のような条例の成立については承知しておりません。
9	家賃を毎月自動送金している場合は、領収書等を徴し難かった事情に該当しませんか。該当しない場合、支出目的書を作成することによってよろしいでしょうか。	公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため、領収書等を徴し難い事情に該当します。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当します。 (政治資金監査マニュアル 政治資金監査指針 ②個別監査指針 4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に掲げる事項 (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例 31. と同旨)